

議案第5号

西海市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西海市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年1月22日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市手数料条例の一部を改正する条例

西海市手数料条例（平成17年西海市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表中「

戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄本抄本 交付手数料	1 通	450円	
戸籍法の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項 証明書交付手数料	証明事項 1 件	350円	
戸籍法の規定に基づく除かれ	除かれた戸籍	1 通	750円	

た戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	謄本抄本交付 手数料			
戸籍法第12条の2第1項の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料		証明事項 1件	450円	
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付	届出若しくは申請の受理又は戸籍法の書類に記載した事項の証明書 交付手数料	1通	350円	
法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	上質紙を用いた婚姻等の受理証明書交付 手数料	1通	1,400円	
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	届出書その他の書類の閲覧 手数料	書類1件	350円	

」を「

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若し	戸籍謄本抄本 交付手数料	1通	450円	
---	-----------------	----	------	--

<p>くは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</p>				
<p>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>戸籍記載事項 証明書交付手数料</p>	<p>証明事項 1件</p>	<p>350円</p>	
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号 1件</p>	<p>400円</p>	

<p>該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>				
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>除かれた戸籍謄本抄本交付手数料</p>	<p>1 通</p>	<p>750円</p>	
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>除籍記載事項証明書交付手数料</p>	<p>証明事項 1 件</p>	<p>450円</p>	
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号</p>	<p>700円</p>	

<p>信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>料</p>	<p>1 件</p>		
<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用す</p>	<p>届出若しくは申請の受理又は戸籍法の書類に記載した事項の証明書の交付手数料</p>	<p>1 通</p>	<p>350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受</p>	

<p>る場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>			<p>理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p>	
<p>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>届出書その他の書類の閲覧手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1件</p>	<p>350円</p>	

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

新旧対照表

西海市手数料条例の一部を改正する条例

新					旧				
西海市手数料条例					西海市手数料条例				
平成17年4月1日 西海市条例第60号					平成17年4月1日 西海市条例第60号				
本則 (略)					本則 (略)				
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)				
手数料を徴収する事務	名称	単位	手数料 の金額	摘要	手数料を徴収する事務	名称	単位	手数料 の金額	摘要
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1両	750円		道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1両	750円	
戸籍法（昭和22年法律	戸籍謄本	1通	450円		戸籍法（昭和22年法律	戸籍謄本	1通	450円	

新					旧				
第224号) <u>第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</u>	抄本交付 手数料				第224号) の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	抄本交付 手数料			
<u>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u>	戸籍記載 事項証明 書交付手 数料	証明事 項 1件	350円		戸籍法の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載 事項証明 書交付手 数料	証明事 項 1件	350円	
<u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書の交付</u>	戸籍電子 証明書提	戸籍電 子証明	400円						

新					旧				
<p>籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により</p>	<p>供用識別 符号発行 手数料</p>	<p>書提供 用識別 符号 1件</p>							

新					旧				
<p>行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>									
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に</p>	<p>除かれた戸籍謄本抄本交付手数料</p>	<p>1通</p>	<p>750円</p>		<p>戸籍法の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事</p>	<p>除かれた戸籍謄本抄本交付手数料</p>	<p>1通</p>	<p>750円</p>	

新					旧				
基づく除かれた戸籍の 謄本若しくは抄本の交 付又は <u>同法第120条第 1項、第120条の2第 1項若しくは第126条 の規定に基づく除籍証 明書の交付</u>					<u>項の全部若しくは一部 を証明した書面の交付</u>				
戸籍法第12条の2にお いて準用する同法第10 条第1項若しくは第10 条の2第1項から第5 項までの規定又は同法 第126条の規定に基づ く除かれた戸籍に記載 した事項に関する証明 書の交付	除籍記載 事項証明 書交付手 数料	証明事 項 1件	450円		戸籍法第12条の2第1 項の規定に基づく除か れた戸籍に記載した事 項に関する証明手数料		証明事 項 1件	450円	
戸籍法第120条の3第 2項の規定に基づく除	除籍電子 証明書提	除籍電 子証明	700円						

新					旧				
<p>籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における</p>	<p>供用識別 符号発行 手数料</p>	<p>書提供 用識別 符号 1件</p>							

新					旧				
<p><u>当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u></p>									
<p><u>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法</u></p>	届出若しくは申請の受理又は戸籍法の書類に記載した事項の証	1通	350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁		<p><u>届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付</u></p>	届出若しくは申請の受理又は戸籍法の書類に記載した事項の証	1通	350円	

新				旧					
<p>第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>明書交付 手数料</p>		<p>又は認 知の届 出の受 理につ いて、 請求に より法 務省令 で定め る様式 による 上質紙 を用い る場合 にあつ ては、 1通に つき 1,400 円)</p>			<p>明書交付 手数料</p>			

新					旧				
					<u>法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付</u>	<u>上質紙を用いた婚姻等の受理証明書交付手数料</u>	<u>1通</u>	<u>1,400円</u>	
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u>	届出書その他の書類の閲覧手数料	<u>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件</u>	350円		戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の <u>書類の閲覧</u>	届出書その他の書類の閲覧手数料	<u>書類 1件</u>	350円	
住民票に関する証明	住民票記	1件	300円		住民票に関する証明	住民票記	1件	300円	

新					旧				
	載事項証 明手数料 （住民基 本台帳法 （昭和42 年法律第 81号）第 12条の2 の規定に よる住民 票の写し の交付の 特例に係 るものを 含む。）					載事項証 明手数料 （住民基 本台帳法 （昭和42 年法律第 81号）第 12条の2 の規定に よる住民 票の写し の交付の 特例に係 るものを 含む。）			
(略)					(略)				

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。